



開業医休保の共済金(給付金)の課税関係一覧

本紙は 2024 年 1 月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。個別のお取扱い等については、所轄の税務署または関与税理士に必ずご確認ください。

■ 傷病給付金／高度障害給付金

契約者	個人事業主	法人	
		法人契約特約「なし」	法人契約特約「あり」
受取人	被共済者		法人(契約者)
課税関係	非課税		法人税等(雑収入として益金)
備考	<p>【傷病給付金の受取人である被共済者が共済金を受け取らずに死亡した場合の取扱い】</p> <p>・開業医共済休保保障制度普通共済約款第 3 条第 1 項第 4 号※に定める共済金受取人が共済金を受け取った場合は、相続財産となるため、相続税の対象となる可能性があります。</p> <p>※(用語の定義) 第3条 本約款において使用する用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。 (4)共済金受取人 被共済者を共済金受取人とします。ただし、被共済者が死亡した場合は、申込書にあらかじめ指定された者を共済金受取人とし、指定は1名とします。指定されなかった場合は、被共済者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位によります。</p>		<p>【被共済者(役員・従業員)に見舞金を支給する場合】</p> <p>・慶弔規程に基づく見舞金を支給した場合は、社会通念上相当とされる金額を福利厚生費として損金算入することが可能です。</p> <p>・社会通念上相当とされる金額を超える部分は、従業員の場合は支払給与の扱いとなるため損金算入可ですが、役員の場合は原則として役員賞与の扱いとなるため損金算入不可となります。</p>

■ 弔慰給付金

① 契約者が個人事業者の場合 (※代表的な契約例)

契約形態	契約者	被共済者	受取人	対象となる税金の種類
契約者と被共済者が同一人の場合	A(個人事業主)	A(個人事業主)	B(例:妻)	相続税※
契約者と受取人が同一人の場合	A(個人事業主)	B(例:妻)	A(個人事業者)	所得税・住民税(一時所得)
契約者、被共済者、受取人がそれぞれ異なる場合	A(個人事業主)	B(例:妻)	C(例:子)	贈与税

※受取人が相続人である場合、他の死亡保険金(共済金)などと合算して 500 万円×法定相続人数が非課税となります。

② 契約者が法人の場合 (※代表的な契約例)

契約形態	契約者	被共済者	受取人	対象となる税金の種類
契約者と受取人が同一人の場合	A(法人)	B(例:法人の代表者)	A(法人)	法人税等※
契約者、被共済者、受取人がそれぞれ異なる場合	A(法人)	B(例:法人の代表者)	C(例:法人の代表者の妻)	相続税

※慶弔規程に基づく見舞金を被共済者の遺族に支給した場合は、社会通念上相当とされる金額を福利厚生費として損金算入することが可能です。

なお、社会通念上相当とされる金額を超える金額は、退職金等の扱いで損金算入が可能な場合があります。

開業医共済協同組合

〒380-0823 長野県長野市南千歳 1 丁目 10-6 東邦ビル 3 階 電話:026-217-6600 (受付時間:9:00~17:30 ※休日を除く)